

■ 4条1項11号

不服 2022-007794

<本願商標>

「買取道」（標準文字）

第35類 「広告業，経営の診断又は経営に関する助言，事業の管理，市場調査又は分析，商品の販売に関する情報の提供，競売の運営，輸出入に関する事務の代理又は代行，コンピュータデータベースへの情報編集，広告用具の貸与，消費者のための商品及び役務の選択における助言と情報の提供，ニュースクリッピングサービス，織物及び寝具類の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供，被服の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供，・・・他」

第36類 「古物営業法に係る金券類・割引券類の売買，古物の評価，骨董品の評価，美術品の評価，宝玉の評価，中古自動車の評価」

<結論>

原査定を取り消す。

本願商標は、登録すべきものとする。

<原査定理由>

引用商標：「買取り堂」（標準文字）

第35類 「広告業，経営の診断又は経営に関する助言，市場調査又は分析，リサイクル品を含む商品の販売に関する情報の提供，フランチャイズシステムに基づく事業の管理及びそれらに関する指導及び助言，織物及び寝具類並びにこれらのリサイクル品の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供，被服及びこれのリサイクル品の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供，・・・他」

<理由>

※読みやすくなるように、以下、当事務所にて下線や改行等を挿入しております。

(1) 本願商標について

本願商標は、・・・、「買取道」の文字を標準文字で表してなるところ、その構成文字は、同書、同大、等間隔でまとまりよく一体に表されているものである。

また、本願商標の構成文字より生じる「カイトリミチ」の称呼は、よどみなく一連に称呼し得るものである。

そして、「買取道」の文字は、一般の辞書等に載録された特定の意味合いを表す語ではなく、特定の意味合いを表す語として一般に使用されているような特別な事情はないとしても、「買取」の文字は、「買い取ること」（「広辞苑 第7版」岩波書店）を意味する語として、また、「道」の文字は、「方面・分野」（前掲書）を意味する語として一般に知られていることからすると、これらの語を結合した「買取道」の文字は、「買い取りの分野」ほどの意味合いを認識させるものである。

したがって、本願商標は、その構成文字に相応して、「カイトリミチ」の称呼を生じ、「買い取りの分野」ほどの観念を生じるものである。

(2) 引用商標について

引用商標は、・・・、「買取り堂」の文字を標準文字で表してなるところ、その構成文字は、同書、同大、等間隔でまとまりよく一体に表されているものである。

また、引用商標の構成文字より生じる「カイトリドー」の称呼は、よどみなく一連に称呼し得るものである。

そして、「買取り堂」の文字は、一般の辞書等に載録された特定の意味合いを表す語ではなく、特定の意味合いを表す語として一般に使用されているような特別な事情はないとしても、「買取り」の文字は、「買取」の文字と同様に「買い取ること」を意味する語として、また、「堂」の文字は、「商店の屋号または人の雅号などに添えていう語」（前掲書）を意味する語として一般に知られていることからすると、これらの語を結合した「買取り堂」の文字は、「「買取り」という屋号」ほどの意味合いを認識させるものである。

したがって、引用商標は、その構成文字に相応して、「カイトリドー」の称呼を生じ、「「買取り」という屋号」ほどの観念を生じるものである。

(3) 本願商標と引用商標の比較

ア 外観について

本願商標と引用商標の外観を比較すると、本願商標は3文字で構成され、引用商標は4文字で構成されていることから、両商標は、構成文字数が明らかに相違する。

また、本願商標の3文字目の「道」の文字と引用商標の3文字目及び4文字目の「り堂」は明らかに相違する。

そうすると、両商標は、ともに標準文字で表され、また、1文字目及び2文字目の「買取」の文字を共通にするものであるとしても、両商標は、外観上、明確に区別し得るものである。

イ 称呼について

本願商標から生じる「カイトリミチ」の称呼と引用商標から生じる「カイトリドー」の称呼とは、語尾において、本願商標の「ミチ」の音と引用商標の「ドー」の音の差異を有し、明瞭に聴別し得るものである。

ウ 観念について

本願商標からは「買い取りの分野」ほどの観念が生じるのに対し、引用商標からは「買取」という屋号」ほどの観念が生じるものであるから、両商標は、観念において相紛れるおそれのないものである。

エ 小括

以上のとおり、本願商標と引用商標とは、外観、称呼及び観念のいずれにおいても、相紛れるおそれのないものであるから、両商標は、非類似の商標というべきである。

なお、仮に、原審説示のとおり、本願商標の構成中の「道」の文字の称呼を「ドー」と判断し、本願商標の構成文字より生じる称呼を「カイトリドー」と認定した場合であっても、上記アのとおり、本願商標と引用商標とは外観上、明確に区別し得るものであり、上記ウのとおり、両商標は、観念において相紛れるおそれのないものであることからすると、本願商標及び引用商標より生じる「カイトリドー」の称呼を共通にしたとしても、両商標の外観、称呼及び観念等によって、取引者、需要者に与える印象、記憶、連想等を総合して全体的に考察すれば、両商標は、相紛れるおそれのない非類似の商標というべきである。

(4) まとめ

以上のとおり、本願商標は、引用商標とは非類似の商標であるから、本願の指定役務と引用商標に係る指定役務とは、同一又は類似するものであるとしても、本願商標は、商標法第4条第1項第11号に該当しない。

したがって、本願商標が商標法第4条第1項第11号に該当するとして本願を拒絶した原査定は、取消しを免れない。

その他、本願について拒絶の理由を発見しない。

よって、結論のとおり審決する。

弁理士コメント

本願商標「買取道」と引用商標「買取り堂」は、外観、称呼及び観念のいずれにおいても、相紛れるおそれのないものであるから、両商標は、非類似の商標というべきである、と判断されました。

まず、本審決でよくわからないのは、本願商標「買取道」から生じる称呼が、「カイトリミチ」に限定されているという点です。一般的な日本人の感覚からすれば、むしろ「カイトリドー」と読む方が自然であって、「カイトリミチ」と読む方が少数派に思いますが、当職の感性が普通ではないのでしょうか。

ちなみに、このように、本願商標「買取道」からは「カイトリミチ」の称呼のみが生じるかのような認定をしておきながら、審決の最後の方では『なお、仮に、原審説示のとおり、本願商標の構成中の「道」の文字の称呼を「ドー」と判断し、本願商標の構成文字より生じる称呼を「カイトリドー」と認定した場合であっても、・・・』と言及しており、その場合でも両商標は非類似であると述べています。

であれば、最初から本願商標「買取道」からは、「カイトリミチ」と「カイトリドー」の称呼が生じ得ると認定しておけばよかつたのではないのでしょうか。請求人も、審判請求書において、本願商標から「カイトリドー」の称呼が生じることは否定していないようです。なぜ、わざわざこのような称呼の認定がされたのか、疑問は深まるばかりです。

次に本審決でよくわからないのは、両商標の観念の認定です。

本願商標「買取道」からは「買い取りの分野」ほどの観念が生じるのに対し、引用商標「買取り堂」からは「買取り」という屋号」ほどの観念が生じるとされていますが、個人的には、いずれもかなり独特な観念認定と思わざるを得ません。

さて、何度も述べているような気がしますが、こういった商標に併存登録が認められた場合に両当事者が困るのが、アルファベット表記による使用の場面でしょう。「Kaitorido」とか「Kaitoridou」を使用したい場合、両当事者はどう判断すればよいのでしょうか。

引用商標権者からすれば、本願商標のような商標が後から登録されるなどとは思ってもよらないのが普通でしょうし、あらかじめ防衛的な対策をとっておくのも、さすがに難しいでしょう。近年の審決の判断傾向を踏まえると、このような事態に備えてできることとしては、アルファベット表記の商標についても最初に併せて登録しておくというのが、ポイントになるのかもしれません。我々弁理士もこの点、注意しておきたいところです。

(弁理士 永露 祥生)

<2023年1月16日>